

事務連絡
令和3年3月19日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症に係る後方支援医療機関の確保に関する
自治体の実践例や、G-MIS の調査項目追加について

新型コロナウイルス感染症対策については、ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、各都道府県におかれては、「新型コロナウイルス感染症の医療提供体制の整備に向けた一層の取組の推進について」（令和3年2月16日付事務連絡）でお示しした各種支援策等をご活用いただき、新型コロナウイルス感染症に係る後方支援医療機関の確保に向けた取組を進めていただいているところです。今般、そうした取組のうち他の地域でも参考となるような自治体の実践例について下記のとおり取りまとめ、また、後方支援に関する医療機関間の連携がより図りやすくなるよう、G-MIS（新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム）の調査項目追加を行いました。

各都道府県におかれては、本事務連絡の内容を参考にしつつ、後方支援医療機関の確保等の医療提供体制の整備に引き続き取り組んでいただくようお願いいたします。

記

1. 新型コロナ感染症から回復した後も引き続き入院管理が必要な患者の転院支援に関する実践例について

- (1) 既存のシステムを利用した新型コロナ感染症から回復した後も引き続き入院管理が必要な患者（以下「回復後患者」という。）の転院支援について

て【埼玉県】（別添1）

- 回復後患者を受け入れる後方支援医療機関（以下「後方支援医療機関」という。）のリストを作成し、新型コロナウイルス感染症入院患者受入医療機関（以下「受入医療機関」という。）と共有を行う。
- 後方支援医療機関は、埼玉県独自の救急医療情報システム上で、患者転院調整業務に必要な情報（提供可能な診療行為など）を日々更新し、受入医療機関は同システム上で個々の患者の条件にあった後方支援医療機関を検索し、医療機関間での転院調整を行う。

(2) 後方搬送支援について【神奈川県】（別添2）

- 「後方支援病院確保チーム」を創設し、後方支援病院（回復後患者受入医療機関）の確保に取り組んでいる。
- 搬送元病院（新型コロナ患者受入医療機関）が回復後患者の情報を登録、後方支援病院が回復後患者の受入可能病床数などを登録し、お互いに入力情報を照合できる「後方搬送マッチングシステム」を稼働している。
- 当該マッチングシステムを活用し、神奈川県職員らで創設された「後方搬送調整チーム」が転院調整を行う。
- 後方支援病院（回復後患者受入医療機関）に対しては協力金などの支援を行う。

(3) 後方搬送支援について【大阪府】（別添3）

- 受入可能病院リストを作成、新型コロナ患者受入病院へのリストの提供、患者を受け入れた病院に対する支援金の支給などの対策を組み合わせることで、病院間の連携の推進に取り組み、長期入院患者の転退院の促進に繋げる。

2. 回復後患者の転院調整に関するG-MISの調査項目追加について

今般、G-MISにおいて、回復後患者の転院調整に関する負担軽減に向けて、別添4の通り、新たな項目を設けております。各都道府県においては、G-MISに登録されている医療機関へ本内容を周知すると共に、必要に応じて後方支援医療機関のリスト作成、回復後患者の転院調整等にご活用ください。

また、回復後患者の受入体制の強化については、「新型コロナウイルス感染症の医療提供体制の整備に向けた一層の取組の推進について」（令和3年2月16日付事務連絡）において、後方支援医療機関の診療報酬引上げ等の支援を行っておりますので、こちらも活用いただきながら、後方支援医療機関の確保等の医療提供体制の整備に向けた取組を進めていただきますようお願いいたします。

事務連絡に関する問い合わせ先

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部医療班 木下

電話番号：03-3595-2194

G-MISに関する問い合わせ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部医療班 G-MIS チーム

電話番号：03-3595-3205

以上